

第9 動力消防ポンプ設備

平成23年11月1日施行

平成26年 4月1日改正

1 設置

動力消防ポンプの設置は、令第20条第4項第3号によるほか、次のとおりとする。

火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所とすること。

2 水源

令第20条第4項第1号及び第2号の規定並びに第1屋内消火栓設備1（（6）を除く。）によるほか、次のとおりとする。

(1) 地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

ア 地盤面から落差5m未満の場合は、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。

イ 地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分を有効水量とする。

(2) 吸管投入孔を設ける場合は、直径60cmの円が内接することができる大きさ以上とすること。

3 性能

令第20条第3項に規定する放水量は「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」別表（下表参照）に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

－別表－

ポンプ の級別	放 水 性 能			
	規格放水性能		高压放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 ($\text{m}^3/\text{分}$)	高压放水圧力 (MPa)	高压放水量 ($\text{m}^3/\text{分}$)
A-1	0.85	2.80以上	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.7)	2.0(直列並列切換え型のポンプは、1.4)以上
A-2	0.85	2.00以上	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.7)	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.0)以上
B-1	0.85	1.50以上	1.40	0.90以上
B-2	0.70	1.00以上	1.00	0.60以上
B-3	0.55	0.50以上	0.80	0.25以上

C-1	0.50	0.35以上	0.70	0.18以上
C-2	0.40	0.20以上	0.55	0.10以上
D-1	0.30	0.13以上		
D-2	0.25	0.05以上		

注：令第20条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.2 m³/分以上のポンプ（C-2級以上）、同条同項第2号に掲げる建築物に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.5 m³/分以上のポンプ（B-3級以上）とすること。

4 器具

- (1) ホース、ノズル、吸管等は、動力消防ポンプ又は水源の直近に設けること。
- (2) 吸管は、前記2の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。
- (3) ホースは、動力消防ポンプの規格放水量に基づき、令第20条第4項第1号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる本数（20mホース5本以上）以上を設けること。

5 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
ただし、明らかに動力消防ポンプ設置場所と判断できる場合は、この限りでない。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
 - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ、容易に判別できる文字で表示すること。
 - イ 2(2)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔のふたに「吸管投入孔」の表示をすること。

6 消防活動体制

動力消防ポンプを設置するときは、内燃機関の操作取扱いに習熟した者を常駐する等の十分な消防活動が行える体制を確立すること。